

# 「令和8年度 105 豊田市立上郷中学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### (1) 基本的な考え方

ア いじめのない学校をめざす。

イ 全ての生徒の居場所づくりに取り組む。

ウ 生徒の精神的健康の保持・増進、不応の予防・早期発見に努め、健全な生活を送ることができるようにする。

### (2) 基本的な方策

ア 互いに認め合い、励まし合い、高めあえる集団を育てることで、生徒間の望ましい人間関係の形成を図る。

イ 生徒一人一人の個に応じた活動の場を与えるとともに、一人一人が認められる場をつくる。 【朝の会・帰りの会・学年集会・通信等】

ウ いじめ・不登校の早期発見、早期対応に努める。

【相談ポストの設置・自主ノート・いきいきアンケート・部会情報交換】

エ 生徒の内面理解に努めるとともに、教育相談活動を通して、信頼関係を深める。

【教育相談】

オ 相談の窓口を広げ、生徒および保護者に対して、いろいろな角度から接する機会を設け、生徒の精神的健康の保持増進を図る。【スクールカウンセラー・心の相談員】

カ 担任が一人で抱えることのないように、学校全体で組織的に対応する体制をつくる。

### (3) めざす生徒像

ア 高い知性と創造性をもち、積極的に努める生徒

イ 豊かな心を持ち、自他を大切にし、協力する生徒

ウ 体力と気力に満ち、健康で明るく最後までやり抜く生徒

エ 地域を愛し、地域に愛され、地域に貢献できる生徒

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」及び全教職員参加の「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。校内いじめ対策委員会は校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主事、各学年主任、（各学年生徒指導担当）、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。※事案によって、スクールソーシャルワーカーや校外の専門的な知識を有する方を加える。

(1) 「校内いじめ対策委員会 (a)」「上中生を語る会 (b)」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認 (a)

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発 (b)

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発 (a)

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応) (a)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署 (生活安全課) へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) 「校内いじめ対策委員会」「上中生を語る会」の開催時期

ア いじめ対策委員会は生徒指導部会で週1回 (火曜日) 開催する。

イ 上中生を語る会は職員会議開催時に定期的で開催する。

ウ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり、学年づくりを進める。

- ・体育祭
- ・修学旅行
- ・文化祭
- ・自然教室

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

・全校一斉道徳授業                      ・職場体験学習

エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア いきいきアンケートを毎月実施したり、教育相談を定期的（6月、9月、11月、2月の年4回）に実施したりして、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 学習用タブレット「先生たすけて」を活用することで、困っている生徒が教師に相談しやすい環境を整える。

エ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し生徒が相談しやすい環境を整える。

オ 年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は速やかに管理職へ報告をあげ、「校内いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた生徒の安全を確保し、対応する。

ウ いじめの状況について生徒に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。

エ 記録は事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。

オ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言を受ける。

ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

ケ 学校外で発生したいじめについて、とよた地域クラブ活動等、生徒が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

コ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜生徒・保護者と面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが解消したと判断する目安>

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの生徒や教職員から見て、現在いじめはないと判断できる。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 事実に対し、「いじめ早期相談票」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、状況を教育委員会に報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、事に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査目的等については、いじめを受けたとされる生徒やその保護者、いじめを行ったとされる生徒やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒やその保護者、いじめを行った生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で振り返り、生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回実施（7月、1月）し、校内いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（ハートサポートプログラム伝達講習を含む）を年2回計画（5月、8月）し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	校内いじめ対策委	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○全教職員による「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○健康診断	○学校だよりで「学校いじめ防止基本方針」のホームページ掲載の周知
5月		D	○現職研修① ○eラーニング（いじめ問題への対応）	○体育祭	○いきいきアンケート
6月	C ↓		○修学旅行（3年） ○職場体験学習（2年） ○hyper-QUの実施	○いきいきアンケート ○教育相談週間①	
7月		C	○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証		○いきいきアンケート
8月	A ↓	○現職研修②			○地区避難所運営訓練
9月		A			○いきいきアンケート ○教育相談週間②
10月	P ↓	○自己評価	○文化祭	○いきいきアンケート	○GOGO フェスティバル
11月		D		○hyper-QUの実施	○いきいきアンケート ○教育相談週間③
12月	C ↓		○赤い羽根募金活動 ○こども園訪問（3年）	○いきいきアンケート	○個別懇談会 ○資源回収
1月		C	○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○お年玉募金活動 ○自然教室（2年）	○いきいきアンケート
2月	A ↓	○自己評価	○薬物乱用防止教室（2年）	○いきいきアンケート ○教育相談週間④	○学校運営協議会で「自己評価」の取組を報告
3月		A	○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	○いきいきアンケート
通年	P	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討（週1回） ○いじめ対策委員会（月2回）	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○命を大切にする授業の充実 ○権利学習プログラム	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○自主ノート	○学校公開（年4回） ○学校ホームページに「いじめのサイン発見チェックシート」（保護者用）を掲載 ○とよた地域クラブ活動との情報共有